

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための

児童発達支援等の利用者負担が無償化されました

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時期	対象者
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども
2021年4月1日 ～2022年3月31日	誕生日が 2015年4月2日～2018年4月1日までの障害のある子ども
2022年4月1日 ～2023年3月31日	誕生日が 2016年4月2日～2019年4月1日までの障害のある子ども

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

※幼稚園，保育所，認定こども園等と，上記サービスの両方を利用する場合は，両方とも無償化の対象となります。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先: 柏市役所 保健福祉部 障害福祉課

TEL: 04-7167-1136